

# ◆ 介護保険サービスの申請から認定までをご案内します ◆

介護保険のサービスを利用していただくためには、みよし市に申請をしていただき「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。介護保険サービスを利用していただくまでの手続きの流れは下記のとおりになります。

### 窓口にご相談します

介護や支援が必要になったと思ったら、地域包括支援センターや市役所の窓口にご相談しましょう。

- ・生活に不安があるがどんなサービスを利用したらよいかわからない
- ・介護サービスが必要
- ・住宅改修が必要
- ・介護予防に組みたい

### 要介護認定の申請をします

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する人は、市役所の窓口で要介護認定の申請をしましょう。

※本人・家族のほか、地域包括支援センターの職員、居宅介護支援事業者（ケアマネジャーがいる事業所）や介護保険施設の職員、成年後見人などに代行してもらうこともできます。

### 申請に必要なもの

- ・要介護・要支援認定申請書
  - ・介護保険被保険者証
  - ・健康保険被保険者証  
(資格確認証又は資格情報のお知らせ)
- ◆各種申請や届け出の書類には、原則としてマイナンバーを記入します。窓口での確認のため、マイナンバーと身元の確認ができるものを持参してください。詳しくは市役所の窓口へお問い合わせください。

— おおむね30日以内 —

### 調査と審査が行われます

- **認定調査**  
心身の状況を調べるため、本人と家族などから聞き取り調査をします。  
※全国共通の調査票が使われます。
- **主治医意見書**  
市役所から主治医に依頼し、病状などの意見書を受けます。主治医のいない人も、病院を受診する必要があります。
- **一次判定**  
調査票をコンピュータ分析し、要介護状態区分を導き出します。
- **二次判定（介護認定審査会）**  
認定調査の結果と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

### 基本チェックリストによる判定を受けます

生活機能の状態を調べる「基本チェックリスト」による判定を受けます。

- 生活機能の低下がみられた
- 生活機能の低下がみられなかった

### 認定結果をお知らせします

- **要介護5**
- **要介護4**
- **要介護3**
- **要介護2**
- **要介護1**

介護サービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人です。

---

- **要支援2**
- **要支援1**

要介護状態が軽く、介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業によって、生活機能が改善する可能性の高い人です。

---

- **非該当**

要介護・要支援に該当しなかった人です。サービス・活動事業（第1号事業）の利用を希望する場合は、「基本チェックリスト」による判定を受けましょう。

※一般介護予防事業のみ利用する場合は、「基本チェックリスト」による判定を受ける必要はありません。

### 要介護認定の申請へ

**サービス・活動事業（第1号事業）**

— ケアマネジャーに依頼してください —

### 介護サービス（介護給付）

ケアマネジャーに依頼して利用するサービスを具体的に盛り込んだケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

※ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

— 地域包括支援センターに相談してください —

### 介護予防サービス（介護予防給付）

地域包括支援センターが介護予防ケアプランを作成し、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。

※介護予防ケアプランにもとづき、介護予防・生活支援サービス事業をいっしょに利用できます。

### 介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上の人を対象にした、介護予防のためのサービスです。

- **サービス・活動事業（第1号事業）**  
訪問型サービス（身体介護、生活支援など）  
通所型サービス（機能訓練、入浴、レクリエーションなど）
- **一般介護予防事業**  
65歳以上の人なら誰でも利用できる、介護予防のためのサービスです。